

ASEAN+3 緊急米備蓄 (APTERR) について

ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve (APTERR)

1. 目的

- 東アジア地域 (ASEAN10 か国※、日本、中国及び韓国) における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。

※ インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの10か国。

2. 枠組み

- APTERR は、現物備蓄 (又は現金備蓄) と申告備蓄から構成され、APTERR 協定の加盟国は、一定量の申告 (イヤマーク) を行う。

・現物備蓄

緊急時の初期対応として放出 (迅速な対応として現金備蓄による放出も活用)。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

・申告備蓄

加盟国が保有する在庫のうち、緊急時に放出可能として申告された数量を放出。

3. 経緯

- 2002年10月 ASEAN+3 農林大臣会合
「東アジア緊急米備蓄 (EAERR) パイロット・プロジェクト」の開始を承認
- 2004年3月 ~ 2010年2月 パイロット・プロジェクトの実施
- 2012年7月 APTERR 協定発効
- 2016年8月 国際機関として法人格を取得

4. 組織

- 事務局：タイ (バンコク) に設置
- 事務局長：Dr. Choomjet Karnjanakesorn タイ (2022年5月就任)
- 理事会：年1回開催
- 作業部会：年1~2回開催

5. 我が国の貢献

- ①我が国政府米等を活用した現物備蓄事業、②我が国の拠出金を活用した現金備蓄事業を通じて、災害対策 (台風、洪水等) や貧困緩和対策を実施。

【現在までの実績】

- ① 現物備蓄事業 [我が国政府米等を活用] 計 9,033 トン (協定発効以降 6,974 トン)
- ② 現金備蓄事業 [現地米等により迅速に支援] 計 2,150 トン (協定発効以降 1,623 トン)

- アプター協定発効後の支援は以下のとおり。

対象国	実施年月 (備蓄放出要因)
フィリピン	2013年10月 (台風)、2015年3月 (台風)、2016年5月 (台風)、2018年1月 (避難民) 2019年9月 (台風)、2020年10月 (火山噴火)、2021年10月 (新型コロナ) 2022年3月 (台風)、2023年7月 (火山噴火)、2023年11月 (持ち帰り支援) 2024年9月 (干ばつ)、2025年9月 (洪水・地滑り)、2025年11月 (地震) 2026年4月 (地震・台風)
ラオス	2013年10月 (干ばつ)、2014年1月 (洪水)、2018年3月 (洪水)、 2022年12月 (洪水・地滑り)、2024年10月 (台風)、2024年12月 (台風、持ち帰り支援)、 2025年9月 (洪水・地滑り)、2026年1月 (洪水・地滑り)
カンボジア	2016年8月 (干ばつ)、2016年10月 (貧困対策)、2021年3月 (洪水・干ばつ)、 2021年4月 (新型コロナウイルス感染拡大)、2023年5月 (洪水・地滑り) 2023年10月 (洪水)
ミャンマー	2018年2月 (地滑り・避難民)、2018年8月 (洪水)、2020年3月 (避難民)、 2020年11月 (新型コロナウイルス感染拡大)、2023年1月 (貧困対策等) 2023年7月 (サイクロン)
タイ	2026年6月 (洪水)

※ 実施年月は備蓄米の被災者への引渡年月。

※ 上記の他、下記の事業が進行中 (2026年6月30日現在)。

- ・ラオス：現物備蓄 (精米300トン (配備手続き中)、加工米飯2トン (備蓄中))
- ・カンボジア：現物備蓄 (精米360トン (配備手続き中))

- 2018年、我が国とフィリピンの間で、申告備蓄 (Tier1) 事業の実施に係る協力覚書に署名 (1万トン) し、2021年及び2024年に同覚書を延長。